愛媛県伊予市双海町
串
字浜　甲四番四
甲三番一
字タルノハナ　乙五番一二
字十次郎谷　乙四番八地先道路敷
字濱　甲四番一

一号から四号まで
九号及び十号
五号及び六号
七号及び八号
十一号から十五号まで

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
村川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
愛媛県伊予郡砥部町大角蔵
六九番地先水路敷　一号及び二号
六〇〇番一　三号
五〇一番一　四号
七五番三　五号
八七番一　六号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
高野北谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
愛媛県四国中央市川之江町字宮ノ谷
三三八九番一　一号
三三九七番四　二号
三三九七番一　三号から六号まで
三三八六番一　七号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
東谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線及び標柱一号と二号を昭和十五年内務省告示第六百六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
愛媛県四国中央市土居町畑野
一七五二番一　一号及び二号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和十五年内務省告示第六百六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
愛媛県四国中央市土居町畑野
一七五三番一　一号から三号まで
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
多岐川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十九年建設省告示第九百二十七号で指定した第六号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（大正十五年内務省告示第六十四号で指定した土地の区域を除く。）
愛媛県今治市古谷
乙六七番　一号
乙一四三番五二　二号
乙一四三番五三　三号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中浦川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
愛媛県八幡浜市穴井
三番耕地　三二七番
三三三番一から三三三番三まで
三三五番
三四七番
三四八番一
三五〇番一
三五三番
三五五番
三五六番
三五八番
三五九番
三六〇番
三六一番
三六二番
三六三番
三六五番一及び三六五番二
三六五番四
三六六番
三七〇番一から三七〇番三まで
三七一番
三七二番
五番耕地
一一五番
一一六番
一六一番一から一六一番三まで
一七一番一及び一七一番二
一七一番四

○国土交通省告示第千二百五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十一年十一月三十日
国土交通大臣　前原　誠司
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
クルギ谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
高知県幡多郡大月町姫ノ井
字ヱツガウヱ　一六〇六番
一六〇七番一〇から一六〇七番一三まで
一六〇七番一八
一六〇七番二九から一六〇七番三三まで
字下クルキ
一五一二番
一五一三番一から一五一三番三まで
字中クルキ
一五一七番
一五一八番一及び一五一八番二
一五一九番
字上クルキ
一五二〇番
字下ムクル
一五二一番
字中ムクル
一五二四番
字上ムクル
一五二五番一から一五二五番四まで
字タキ山
一五二八番二
一八四五番一
一八四五番三
一八四五番五
一八四五番九
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間のクルギ谷川の中心線から左右各岸八メートルまでの土地の区域
高知県幡多郡大月町姫ノ井
字ヱツガウヱ　一六〇七番一一　一号
一六〇六番　三号
字下クルキ　一五一三番一　二号
字クルキ谷　一五〇九番一　四号

○国土交通省告示第千二百五十五号

特定住宅瑕疵保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。
平成二十一年十一月三十日
国土交通大臣　前原　誠司
三を次のように改める。
三　保険等の業務を行う事務所の所在地
イ　東京都江東区毛利一丁目十九番十号
ロ　北海道札幌市中央区南一条東二丁目六番地
ハ　北海道函館市石川町三百十四番五
ニ　北海道旭川市東四条八丁目十五番地一
ホ　北海道帯広市大通南十六丁目二番二号
ヘ　北海道苫小牧市山手町一丁目二番七号
ト　青森県青森市大字野木字野尻四十四番地六
チ　岩手県盛岡市安倍館町六番二号
リ　宮城県仙台市青葉区上杉一丁目十五番二十四号
ヌ　秋田県秋田市寺内三千刈八十六番地三
ル　山形県山形市上町四丁目十四番六号
ヲ　福島県郡山市富久山町久保田字伊賀河原七番地
ワ　茨城県水戸市袴塚二丁目二番三十四号
カ　茨城県土浦市城北町十六番十八号
ヨ　栃木県宇都宮市越戸町三百二十五番地一
タ　群馬県高崎市あら町六十七番地一
レ　埼玉県さいたま市浦和区東高砂町二番五号
ソ　埼玉県さいたま市西区大字宝来字下横手千七百十番地一